

# 千葉県報

定例  
令和6年7月5日

## 主要目次

告示	一
液化石油ガス販売事業者の認定	一
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一
土地改良区定款の変更認可（四件）	一
令和六年告示第二百九十三号の一部を改正する告示	二
道路区域の変更	二
道路の供用開始	二
土砂災害警戒区域の指定	二
土砂災害特別警戒区域の指定	四
公安委員会告示	六
警備員指導教育責任者講習の実施（二件）	六
公告	八
令和六年度ふぐ処理師試験の実施	八
土地改良区役員の退任及び就任	八
公共測量の終了（四件）	九

## 告示

**千葉県告示第三百七十一号**  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者は、保安確保機器の設置及び管理の方法が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる基準に適合することについて、認定した。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）	住所	認定年月日
株式会社JAエネルギー千葉	千葉市美浜区新港七〇の三	令和六年三月七日
代表取締役 吉田 光		

## 千葉県告示第三百七十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十二号に該当する区域である。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 袖ヶ浦市北袖三番一の一部（別図のとおり）
- 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

## 千葉県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市五井連合土地改良区の定款の変更を令和六年六月二十七日付けで認可した。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県告示第三百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富津市亀沢土地改良区の定款の変更を令和六年六月二十七日付けで認可した。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県告示第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉県手賀沼土地改良区の定款の変更を令和六年六月二十七日付けで認可した。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、夷隅川土地改良区の定款の変更を令和六年六月二十七日付けで認可した。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百七十七号

令和六年千葉県告示第二百九十三号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 表中「六〇・〇トン」を「七八・五トン」に改め、一 二の表一の項中「三・五トン」を「五・〇トン」に改め、同表三の項中「六・九トン」を「九・二トン」に改め、同表五の項中「六・四トン」を「八・九トン」に改め、同表七の項中「七・一トン」を「九・四トン」に改め、同表八の項中「六・七トン」を「八・九トン」に改め、同表九の項中「三・二トン」を「四・六トン」に改め、同表十一の項中「二・七トン」を「三・五トン」に改め、同表十二の項中「四・〇トン」を「五・三トン」に改め、同表十三の項中「二・二トン」を「一六・四トン」に改める。  
二 表中「二九・一トン」を「五九・四トン」に改め、二 二の表一の項中「一一・八トン」を「二五・三トン」に改め、同表二の項中「二・〇トン」を「四・二トン」に改め、同表三の項中「二・九トン」を「六・〇トン」に改め、同表四の項中「七・九トン」を「一六・九トン」に改め、同表五の項中「二・二トン」を「四・七トン」に改める。

千葉県告示第三百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和六年七月五日から三週間、縦覧に供する。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道	変更の前後別	敷地の幅員	延長
二 路線名 成田小見川鹿島港線	前	七・八一メートルから 一一・二メートルまで	一七・四七メートル
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	後	一一・四二メートルから 一一・四四メートルまで	一七・四七メートル
区間	前	七・〇九メートルから 七・六六メートルまで	一〇九・一九メートル
香取市高萩字上ノ台五〇六	先まで	五〇六番一地	

番一地先から 字二ノ割四四 二番一四地先 まで	後	一〇・七〇メートルから 一一・五七メートルまで	一〇九・一九メートル
----------------------------------	---	----------------------------	------------

千葉県告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年七月五日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和六年七月五日から三週間、縦覧に供する。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
成田小見川鹿島港線	香取市高萩字上ノ台五〇六番一地先から五〇六番一地先まで
	香取市高萩字上ノ台五〇六番一地先から字二ノ割五〇三番一地先まで

千葉県告示第三百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年七月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横田六	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横田七	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横田八	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横田九	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横田一〇	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

横田一一	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横田一二	山武市横田及び沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横田一三	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横田一四	山武市横田及び実門の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横田一五	山武市横田及び実門の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸田一〇	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸田一一	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸田一二	山武市戸田及び野堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸田一三	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸田一四	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸田一五	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸田一六	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷一六	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷一七	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷一八	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷一九	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二〇	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二一	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

埴谷二二	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二三	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二四	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二五	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二六	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二七	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二八	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二九	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷三〇	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷三一	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷三二	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷三三	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷三四	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷三五	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷三六	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷三七	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷三八	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

区域の名称	指定の区域	現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃	千葉県知事 熊谷 俊人	千葉県告示第三百八十一号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和六年七月五日	（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び山武土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	親田一	山武市親田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	に関する事項
								川崎六	山武市川崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								沖渡四	山武市沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								沖渡五	山武市沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								沖渡六	山武市沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								沖渡七	山武市沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								沖渡八	山武市沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								実門四	山武市実門の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								和田八	山武市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								和田九	山武市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								和田一〇	山武市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
								和田一一	山武市和田及び板附の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸田一五	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
戸田一四	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
戸田一二	山武市戸田及び野堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
戸田一一	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
戸田一〇	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田一五	山武市横田及び実門の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田一四	山武市横田及び実門の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田一三	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田一二	山武市横田及び沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田一一	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田一〇	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田九	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田八	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田七	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								
横田六	山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり								



次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおりの
和田一 山武市和田及び板附の区域のうち、次の図面に示す区域		

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び山武土木事務所に備え置いた図面に示すもの。）

### 公安委員会告示

#### 千葉県公安委員会告示第22号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和6年7月5日

千葉県公安委員長 佐久間 英利

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習
- 2 講習の期日及び時間  
令和6年9月9日（月曜日）から19日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 3 講習の場所  
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階
- 4 受講対象者
  - (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - (3) 規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
  - (4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者
  - (5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に

係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講定員  
50人

6 講習業務の委託  
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者については、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。  
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和6年7月29日（月曜日）から8月2日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。  
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和6年8月19日（月曜日）から23日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者

1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し

<p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 47,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 043 (201) 0110</p> <p><b>千葉県公安委員会告示第 23 号</b> 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。) 第 22 条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和 6 年 7 月 5 日</p>	<p>(1) 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。) に係る旧検定規則第 8 条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 10 人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署 (千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署) に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和 6 年 7 月 29 日 (月曜日) から 8 月 2 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続</p>
<p>1 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務 (以下「1 号警備業務」という。) に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和 6 年 9 月 13 日 (金曜日) から 19 日 (木曜日) まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町 4 番 22 号 サライト 7 階</p> <p>4 受講対象者 1 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。) 第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「指導教育責任者資格者証等」という。) の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p>	

受講者として決定された者は、講習規則別記録式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和6年8月19日(月曜日)から23日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者

1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者

合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4 (4) に該当する者

合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4 (5) に該当する者

合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

23,000円

イ 納入方法

受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公

告

令和六年度ふぐ処理師試験の実施

ふぐの取扱い等に関する条例(昭和五十年千葉県条例第一号)第九条第一項の規定により、令和六年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。  
令和六年七月五日

一 試験日時及び場所

千葉県知事 熊谷 俊人

区分	日	時	場	所
学科試験	令和六年十月九日(水曜日)	午後二時から午後三時まで	千葉県教育会館(千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号)	
実技試験	令和六年十月十九日(土曜日)又は二十日(日曜日)のうち指定する日	午前九時から午後五時までのうち指定する時間	千葉調理師専門学校(千葉市中央区新千葉二丁目五番三号)	

二 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和六年八月二十六日(月曜日)から二十八日(水曜日)までとし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

三 受験願書の提出先

各保健所(健康福祉センター)(千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。)又は千葉県健康福祉部衛生指導課に提出すること。

四 その他

1 受験願書は、提出先に持参すること。

2 この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課(電話〇四三(二二三)二六二六)に問い合わせること。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、君津市大坂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。  
令和六年七月五日

退任理事	千葉県知事	熊谷 俊人
君津市大坂八七六番地		田丸 稔
木更津市東太田四丁目一八番二九号		佐藤 秀夫
君津市大坂七四六番地		榎本 満義
〃 七五七番地		伯ヶ部 一朗
〃 六七九番地		大野 光久
〃 一、七八三番地		三浦 亮夫
〃 一五五番地		相川 昇一
〃 七九一番地二		大野 洋子
退任監事		
君津市大坂一、七五七番地		星野 榮一
〃 八七五番地		田丸 保夫

<p>三 就任理事 六九〇番地 君津市大坂七四七番地 八五六番地 七四九番地 一七九番地 六九三番地一 八六番地一 一九四番地一 九五一番地二 就任監事 君津市大坂七八三番地 一五〇番地 七八番地一</p>	<p>山下 誠一 高村 一典 野村 芳典 三浦 道雄 大野 良司 白井 謙一 大野 和剛 山下 義之 石井 三幸</p>	<p>公共測量の終了 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年八月十八日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年七月五日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県市 測量計画機関 千葉市 公共測量（二級基準点測量） 令和五年七月二十四日から八月十八日まで 千葉市美浜区幸町一丁目</p>	<p>公共測量の終了 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年十二月二十七日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年七月五日 千葉県知事 熊谷 俊人 松戸市 測量計画機関 松戸市 公共測量（基準点復旧） 令和五年九月二十八日から十二月二十七日まで 松戸市二十世紀が丘中松町</p>
---	--	---	---

<p>公共測量の終了 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年十二月二十日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年七月五日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県知事 熊谷 俊人 農林水産省関東農政局手賀沼農地防災事業所 測量計画機関 公共測量（用地測量） 令和五年七月十八日から十二月二十日まで 柏市千間橋</p>	<p>公共測量の終了 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年十月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年七月五日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県市 測量計画機関 浦安市 公共測量（四級基準点測量） 令和五年七月十二日から十月三十一日まで 浦安市北栄及び猫実</p>
---	--

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八